

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 7 月 8 日 (火) 第 632 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

雑

報

- 令和 7 年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 3

正

誤

- 鹿児島県公報第601号の 4 (令和 7 年 3 月 21 日付け) の一部訂正 (※)
(免許試験課取扱い) 5

告 示

始良・伊佐地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 7 月 8 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ビジョンステップはなまる	始良市加治木町木田2240番48	株式会社プラスアルファ	始良市東餅田3840番地13	内田 順子	令和 7 年 4 月 30 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービス・ネロの家	霧島市国分新町1292番地	特定非営利活動法人霧島やまびこの会	霧島市国分新町1287番地	平 ヨシエ	令和 7 年 4 月 30 日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第23号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 7 月 8 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスとてと Plus	始良市西餅田 66番地1アイシビル1階	ファーストセレクト株式会社	始良市三拾町 1911番地6	井上 博明	令和7年 5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年7月8日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ライフサポート	始良市池島町 35番地6ハッピーバード201	株式会社ライフサポート	鹿児島市吉野一丁目2番3号	馬場沙耶香	令和7年 5月1日	居宅介護
aloha	霧島市隼人町姫路1060番地2	合同会社omeme	始良市西餅田 1938番地28	西田めぐみ	令和7年 5月12日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年7月8日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人栄光会からすたろうの学び家elua	肝属郡南大隅町 根占川北1279	社会福祉法人栄光会	肝属郡南大隅町 根占川北1897番地2	中村 剛	令和7年 6月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第69号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年7月8日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号

ぱちんこ遊技機	e パリピ孔明 N B	株式会社サンセイアー ルアンドディ	5P0774
回胴式遊技機	L バーニングエクスプレス Z N	株式会社ゼクロスクリ エイティブ	5S0259

雑 報

令和 7 年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和 7 年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 8 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望月達史

1 試験の期日

令和 7 年 11 月 9 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

- (1) 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号）
- (2) 鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，令和 7 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14 題）	一般知識，行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令，情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し，法令については，令和 7 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式により行う。

* 記述式は，40 字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 22 日（火）から同年 8 月 18 日（月）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と試験案内が入っていた封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和 7 年 8 月 18 日（月）の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付，受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

エ 受験手数料

(ア) 10,400 円（払込み方法については，試験案内に掲載する。なお，払込みに要する費用は，受験申込者の負担となる。）

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において、令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）までの間、配布する。なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：横240mm、縦332mm、A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手180円分を貼付し、一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（請求宛先：郵便番号252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（令和7年8月8日（金）までに必着のこと。）。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1番22号）

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12番地）

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16番6号）

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590番地）

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号）

(コ) 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和7年7月22日（火）午前9時から同年8月25日（月）午後5時まで

(ア) インターネットによる受験申込みは、令和7年8月25日（月）午後5時で終了する。

午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなるので注意すること。

(イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A , M a s t e r , J C B , アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害等のある方は、障害等の状況により必要な措置を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

令和8年1月28日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 3 階

電話番号 03-3263-7700

正 誤

令和 7 年 3 月 21 日 付け 鹿 児 島 県 公 報 第 601 号 の 4 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る 。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から20行目	に改正する。	に改正する。 目次中「第25条—第34条 の 5」を「第25条—第34条 の 7」に改める。
3	下から 4 行目	第34条の 5	第 7 章 中 第 34 条 の 5
12	上から 7 行目	準中型車	準中型自動車
13	下から17行目	及びコース	及びコースの